

06. 7. 8

佐川克弘

淀川下流における「利水安全度」に対する意見

河川管理者は

「現時点でこういう状況にある」という情報（利水安全度）を提供しているが
どの程度の水源量を確保しておくかという最終的な判断は、利水事業者とし
ての判断だ」

と説明しています。（第7回利水・水需要管理部会結果報告 利水1-1）

それに対して貴委員会は

「利水安全度の計算根拠や条件を示すべき」

と要請されていますが、私も同感です。

しかしそれ以前に淀川下流における水利権量と取水実績を見直しておく必要があると考え
えます。そこで私は添付別表の通り比較表を作成してみました。基本的には河川管理者の
提供資料を利用しましたが、H15. 8現在の資料なので大阪府が計画している大阪臨海
の工水を水道用への転用などは反映していません。それでもマクロ的には取水量を水利権
量の78%に制限しても、H5～H14の過去10年間の最大取水実績をクリアしている
ことがわかります。しかもこの表では個別の水利使用者の最大取水実績を単純合計してい
るので、特定の日における最大取水量はこの表の合計よりも必ず少なくなるハズです。

この表から読みとれる最大の問題点はマクロ的にはOKでも大阪市以外の水道事業者は
水利権量の78%に取水制限されると過去10年間の最大取水実績を確保できなくなるこ
とです。他方大阪市は渇水になったら今まで以上にジャブジャブ水をたれ流さないと「ノ
ルマ？」を達成できなくなることです。もちろん工水、農水も78%の取水制限は全然影
響されません。取水制限の対象を（過去実績でなく）水利権量に変更することが弊害をも
たらすことは明らかなです。流域委員会は①渇水時の取水制限のルールを何時から「水利権
ベース」に変更したのか②またそのことを全ての水利使用者が合意したのかどうか、河川
管理者に説明を求めるべきだと考えます。特に大阪府は（貴委員会がすでに指摘している
通り）目標年次H27における一日最大給水量を“利水安全のため”と称して15万m³
も上乗せして231万m³としております。これが過大であることも明らかなです。

なおあらためて申し上げるまでもなく大川・神崎川の河川維持流量は70m³/sつま
り日量6,048千m³です。H6はBSLがマイナス150cmを割り込む「非常渇水」
となる恐れもあって、河川維持流量も最大50%もカットされた実績があることはご存じ
の通りです。これほど大幅に流量をカットしても大川に生息するコイが死滅したとの報道
はなかったと記憶しております。元来汚水に強いコイは塩分濃度の上昇や水質の悪化に何
とか耐えられたのでしょう。

淀川に限らず一般に河川は、大雨が降れば氾濫し小雨であれば流量は減少します。この
際大川・神崎川の河川維持流量に関して「渇水時の放流制限基準」を明確に設定しておく
べきではないでしょうか。

以上

淀川下流の水利権量・最大取水実績比較表

単位：千m³／日

水利使用者名		A) 水利権量	B) $A \times 0.78$	C) 最大取水実績
①水道	阪神水道	1, 194	931	999
	大阪市	2, 676	2, 087	1, 973
	大阪府	2, 228	1, 738	2, 155
	枚方市	130	101	130
	守口市	62	48	62
	尼崎市	86	67	78
	伊丹市	50	39	49
	寝屋川市	14	11	14
	西宮市	12	9	12
	吹田市	30	23	30
	合計	6, 482	5, 054	5, 502
②工業用水				
7件		1, 772	1, 383	1, 195
③農業用水				
		1, 298	1, 012	649
合 計		9, 552	7, 449	7, 346

注 (1) H15. 8. 2 第4回利水部会検討会資料2-3-1により作成

(2) 千m³未満で四捨五入しているので合計が一致しないことがある

(3) 実績対象期間はH5～H14の10年間、ただし農業用水は推定値

(4) 工業用水の水利使用者名はつぎの通り

大阪市

大阪府

伊丹市

尼崎市

西宮市

神戸市

大阪臨海